

1 計画策定の趣旨

- ▶ 地域福祉とは、地域における多様な生活ニーズへの対応に向けて、住民が主体的に関わり、互いに支え合う仕組みのこととされており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法においては、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉の関係機関が連携して解決を目指すという「地域福祉の方法」が定められました。
- ▶ 少子高齢化や人口減少が全国平均を上回るスピードで進展する本道では、社会経済の担い手減少による地域力の低下やつながりの希薄化という課題に直面しており、単身世帯の増加や孤独・孤立などの影響によって、支援を必要とする方の課題は複雑化・複合化しています。
- ▶ こうした状況を乗り越え、制度の狭間にある課題を解決するためには、介護保険制度や障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など福祉の分野における単独の制度ではなく、住民や多様な主体が参加し、課題の把握の上、関係機関とつながりながら地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となります。
- ▶ 「支え手」や「受け手」といった関係を超えて、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められており、広域分散型で社会資源が偏在する本道にあっては特に、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、地域住民が一体となって「地域生活課題」の解決に取り組んでいくことが必要です。
- ▶ このように、地域における支え合いの仕組みの拡大・強化が重要とされる中、「地域生活課題」を明らかにし、その解決に向けた施策等を定め、支援体制を計画的に整備していく市町村の「地域福祉計画」が担う意義・役割は、今後ますます大きくなっていくと考えられます。
- ▶ そして、市町村における計画の策定や効果的な見直しに関する助言などの広域的な支援を行っていくことが、都道府県の重要な役割となります。
- ▶ この認識のもと、道としては、地域特性に応じた市町村支援の充実を図りつつ、法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえた取組を推進し、全ての道民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、第2期の「北海道地域福祉支援計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の根拠

- ▶ 都道府県の「地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条の規定により、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるよう努めるものとされています。
- ▶ そして、内容については、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計画」として位置付けられます。



都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条）

〔平成30年4月
改正法施行〕



Point 1 > 市町村への支援

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。



Point 2 > 福祉共通の取組

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する。

(2) 計画の体系的分類

- ▶ この計画は、北海道行政基本条例の規定により、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画として、「特定分野別計画」に分類されます。
- ▶ 特定分野別計画は、同条例において、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進するものとしています。

道における計画の体系図



輝きつづける北海道
北海道総合計画



長期的な展望に立って道の政策の方向性を総合的に示す計画

重点戦略計画



喫緊の課題等を踏まえて重点的・分野横断的に推進する計画

特定分野別計画



特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画

施策別計画



特定分野別計画が示す方向等に基づき策定する計画

管理計画



行政の組織内部で共有することを主な目的とした計画

(3) 他計画との関係

- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、福祉の領域に留まらず、保健医療や労働、教育、住まい、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者との連携を十分意識することが重要とされています。
- ▶ こうした趣旨を踏まえ、本計画は、道の医療計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画など地域福祉に関連する個別計画との調和を保ち、記載事項について整合を図りつつ策定します。

(4) 計画の期間

- ▶ 計画期間は、国のガイドラインにおいて、「他計画との調整が必要であることから概ね5年」とし、「都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる」と示されており、道では、本計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画や障がい福祉計画等を一体的に推進していく観点から、第1期計画と同様、6年間とします。



(5) SDGsとの関連性

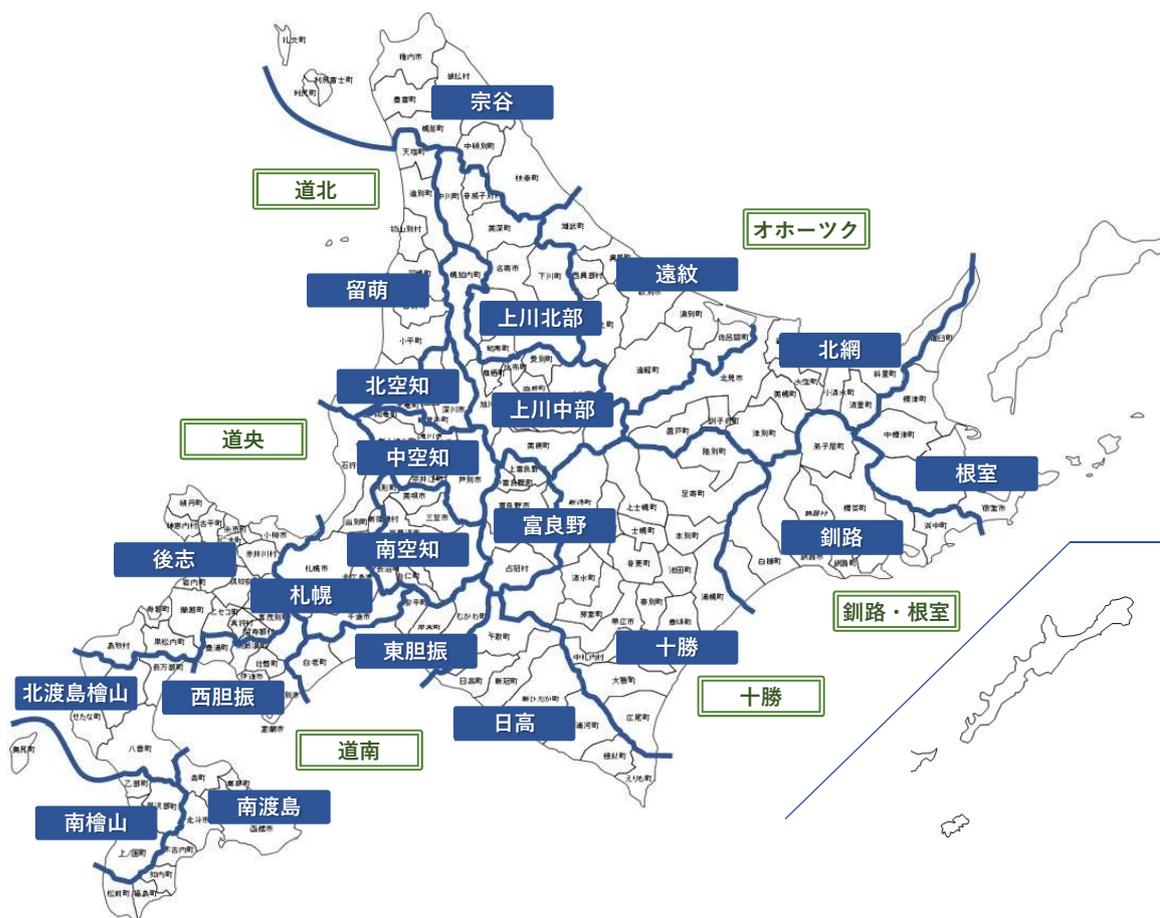
- ▶ 「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール (目標) と169のターゲットを定めたものです。
- ▶ 道では、各種の分野別計画等において、SDGsの説明や当該計画等との関連性を記載するなど、その要素の反映に努めています。



(6) 圏域の設定

- ▶ 地域福祉に関するサービスを提供する地域単位は、道民に最も身近な市町村を基本としますが、専門性の高いサービス等については、社会資源や人材等が偏在する本道の地域特性を踏まえ、広域的な支援体制の構築を推進する必要があることから、第一次から第三次までの圏域を設定し、重層的な提供体制の構築を推進します。
- ▶ また、これらの圏域は、本計画の施策別計画である道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画や障がい福祉計画等において設定する圏域の基本とします。

地域福祉に関する3つの段階的な圏域



- ✓ **第一次地域福祉圏** (道民の日常生活に密着した身近な福祉サービスを提供する地域単位)
…179市町村の行政区域
- ✓ **第二次地域福祉圏** (比較的高度で専門性の高いサービスを提供する地域単位)
…北海道医療計画に定める21の第二次医療圏
- ✓ **第三次地域福祉圏** (高度で専門的な福祉サービスを提供する地域単位)
…北海道総合計画に定める6つの連携地域

(7) 圏域ごとの構成市町村

- ▶ 第一次から第三次までの圏域を構成する市町村は、一覧化すると次のとおりとなります。

道央	① 札幌	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村	8
	② 後志	小樽市	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	20
		喜茂別町	京極町	倶知安町	共和町	岩内町	泊村	神恵内村	積丹町	
		古平町	仁木町	余市町	赤井川村					
	③ 南空知	夕張市	岩見沢市	美唄市	三笠市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町	9
		月形町								
	④ 中空知	芦別市	赤平市	滝川市	砂川市	歌志内市	奈井江町	上砂川町	浦臼町	10
		新十津川町	雨竜町							
	⑤ 北空知	深川市	妹背牛町	秩父別町	北竜町	沼田町				5
	⑥ 西胆振	室蘭市	登別市	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町			6
⑦ 東胆振	苫小牧市	白老町	厚真町	安平町	むかわ町				5	
⑧ 日高	日高町	平取町	新冠町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町		7	
道南	⑨ 南渡島	函館市	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	9
		森町								
	⑩ 南檜山	江差町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町				5
	⑪ 北渡島檜山	八雲町	長万部町	今金町	せたな町	八雲町				5
道北	⑫ 上川中部	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	10
		美瑛町	幌加内町							
	⑬ 上川北部	士別市	名寄市	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	8
	⑭ 富良野	富良野市	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村				5
	⑮ 留萌	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	8
	⑯ 宗谷	稚内市	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町	10
		利尻富士町	幌延町							
	オホーツク	⑰ 北網	北見市	網走市	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町	訓子府町
		置戸町	大空町							
⑱ 遠紋		紋別市	佐呂間町	遠軽町	湧別町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町	8
十勝	⑲ 十勝	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町	19
		中札内村	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町	
		足寄町	陸別町	浦幌町						
釧路根室	⑳ 釧路	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町	8
	㉑ 根室	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町				5